

神戸市発生源常時監視システム再構築業務に関する意見招請（RFC）実施要領

神戸市環境局環境保全課

1. 背景と目的

- ・ 神戸市（以下「本市」という。）では、市内において石炭、重油、廃棄物等を燃焼させている主要な 6 事業場を対象として、テレメーターシステムを用いた発生源常時監視システムにより煙道排出ガス濃度など大気汚染物質等の常時監視を実施しています。
- ・ 同システムでは本市と上記の 6 事業場（局）を通信回線で常時接続し、燃料使用量、大気汚染物質発生量のデータ収集・管理を実施しており、収集データについては大気汚染防止法や本市との協定に定める基準値等からの逸脱がないか確認するとともに、必要に応じて解析を行い、国等への報告や環境汚染対策の基礎資料として活用しています。
- ・ 今般、Windows サーバ OS のサポート終了期間の到来及びシステム構成機器の老朽化に伴うシステム構成機器を更新と合わせて、本市のサーバ仮想化基盤を利用した発生源常時監視システムへの再構築を考えています。
- ・ 本調達の入札公告に先立ち、事業者のみなさまに調達仕様書（案）等についてご意見をいただくとともに、調達において当課で決めかねている事項について情報提供をしていただくことを目的としています。

2. 意見招請に付する事項

本招請では、本市が提示する各資料に基づき、以下に示す各項目について資料の提供を依頼します。

（1）提示資料

- ①落札者決定基準（案）
- ②技術評価基準要領（案）
- ③提案書作成要領（案）
- ④調達仕様書（案）
- ⑤神戸市庁内情報システムの導入に関する手引き
- ⑥サーバ仮想化基盤利用ガイドライン
- ⑦機密を要する情報システムでインターネット回線の利用を認める基準
- ⑧秘密保持誓約書

(2) 提出様式

- ①様式1 意見書
- ②様式2 質問事項回答書

(3) 招請する情報の内容

- ①本招請に参加いただける企業の基本情報等：様式の定めなし（書式自由）
- ②2.意見招請に付する事項（1）提示資料①～④に対する意見：様式1 意見書
※調達仕様書案を参加事業者のみなさまにご確認いただき、調達仕様書案において本市が求める要件の実現可能性などの観点から応札可能であるか、可能でない場合どの部分が問題になっているかを改めて確認したいと考えています。
※上記に限らず、提示資料①～③に対し御意見があれば記入をお願いします。
- ③2.意見招請に付する事項（2）提出様式②に対する回答：様式2 質問事項回答書
- ④その他本業務に関する有用な情報・提案：様式の定めなし（書式自由）

3. 実施期間

令和8年3月2日（月）から令和8年3月27日（金）

4. 参加表明

本招請に参加する場合、以下の要領にてご連絡ください。参加表明いただいた方に対して、資料一式（2.意見招請に付する事項（1）提示資料⑤⑥⑦を除く）を電子メールにて配布します。

なお、2.意見招請に付する事項（1）提示資料⑤⑥⑦については、秘密保持誓約書を提出いただいた事業者様にのみ電子メールにて配布します）。

参加表明後に辞退する場合は、同様の方法で本市に必ず連絡を行ってください。

通知方法：参加の旨、秘密保持契約書の提出予定日時を記載した電子メールを送付

提出先：神戸市環境局環境保全課 岸本・小川（078-595-6223）

メールアドレス：kankyo_sidou_taiki@city.kobe.lg.jp

表題：【神戸市発生源常時監視システム RFC】参加表明（参加者名）

※メール送付後、本市に対して到着確認の連絡を行ってください。

5. 意見招請資料の提出方法

以下の提出期限内に電子メールで提出してください。この際、本招請で提示している提出様式今後分析等に活用するため、PDF等への変換を行わないでください。なお、様式以外で提出いただく資料（例：提案システムパンフレット）については、PDF等編集のできないデータ形式で構いません。

また、本市から指定した様式に加え、参加者における各項目での提案等がある場合、提案内容を示した資料を送付ください。追加提案等については、特に様式の指定はありません。

提出期限：令和8年3月27日（金）正午

提出先：神戸市環境局環境保全課 岸本・小川（078-595-6223）

メールアドレス：kankyo_sidou_taiki@city.kobe.lg.jp

表題：【神戸市発生源常時監視システム RFC】 招請資料の提出（事業者名）

※メール送付後、本市に対して到着確認の連絡を実施してください。

6. その他

- 資料提供いただいた参加者に対し、後日ヒアリングをさせていただく場合があります。
- 提出いただいた意見については、当市からの回答は行いません。また、意見の公表も行いません。
- 本招請の実施に要する一切の費用は、参加者の負担とします。
- 提出された資料に関しては、返却しません。
- 本招請でご提供いただいた資料については、「1. 背景と目的」に示した範囲内において本市にて利用します。また、提供いただいた資料は、神戸市情報公開条例第 10 条(2)イに該当するもの（公にしないとの条件で任意に提出があった情報で通例として公にしないこととされているもの）として非公開とし、提供事業者が無断で第三者に開示することはありません。
- 本招請の実施をもって、本市が調達を行うことを約束したり、参加者に特別の地位を約束するものではありません。また、本招請を辞退した事業者についても不利益に取り扱われることはありません。

以上